平成２１年（フ）第１３１号
新潟県小千谷市大字山谷2709番地
債務者　佐藤　惠一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
新潟県小千谷市大字山谷2709番地
債務者　佐藤けい子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目415番地６
債務者　齊藤　正人
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　則和
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３８号
東京都八王子市大和田町５丁目18番16号
債務者　横瀬　順一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末次　弘明
4　破産債権の届出期間　平成21年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９０号
兵庫県西脇市黒田庄町田高232番地の１
債務者　小林保険事務所こと　小林　眞治
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６４号
青森県八戸市青葉１丁目14番20号シティハイムオーサンス、前住所青森県八戸市小中野１丁目１番18号
債務者　尾﨑　昭雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第１２５号
函館市宮前町11番11号
債務者　濱口　幸代（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１２号
北海道北斗市七重浜４丁目30番16号ハリマアパート201号室、住民票上の住所北海道北斗市七重浜４丁目30番16号
債務者　澤田　聡恵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３号
北海道北斗市七重浜１丁目13番８号
債務者　森　さとみ
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１５６号
群馬県太田市新田瑞木町68番地２　生品県営住宅Ａ棟115号
債務者　大河原恵子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４４８号
愛知県岡崎市宇頭北町１丁目13番地10　錦ハイツＡ－３
債務者　齋藤利利子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
愛知県岡崎市美合町字吉添１番地28
債務者　奥野　孝一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
愛知県刈谷市半城土中町２丁目７番地１
債務者　池田　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第19地割23番地１
債務者　倉澤　人主
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第４５号
岩手県宮古市栄町５番27号　みかみアパート202号室
債務者　岩崎　香織
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第５９７号
山形市流通センター１丁目７番地の４
破産者　株式会社ナガオカ
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部